日中サービス支援型共同生活援助に係る半田市障がい者自立支援協議会での評価について

評価に係る流れ

- 1. 半田市に対して、電話等により相談する。
- 2. 半田市の提示する評価スケジュール表に基づき、評価依頼書等を半田市に提出する。
- 3. 提出された資料を半田市において確認し、事業実施予定者と修正協議等を行う。半田市の求める修正協議等に応じない等により、当該資料が評価に耐えうるものでないと半田市が判断した場合は評価を実施せず、資料の補正等が実施され、当該資料が評価に耐えうるものと半田市が判断した時点を最終的な提出日として、評価スケジュール表に基づいた日程で評価を実施する。なお、定期評価においては、やむを得ない事由がなく、スケジュール表に従って実施状況等報告書の提出をしない事業者については行政指導の対象として適切な措置を講ずる。
- 4. 半田市障がい者自立支援協議会運営会議において評価を行う。評価実施時には、 事業者は、実施事業について責任をもって説明を行うことのできる職位の者が出席し、 提出資料に基づき、事業者自ら説明を行い、質疑に応じること。
- 5. 運営会議委員の意見等を集約し、半田市において評価シートを作成し、事業者に交付する。
- 6. 事業者は評価シートを確認し、協議会からの評価等に関する報告書を作成し、半田市に提出する。

必要書類等

- 1. 事前評価
 - (ア)評価依頼時
 - ① 評価依頼書
 - ② チェックシート
 - ③ 評価依頼書に添付すべき資料

(イ)評価後

- ① 協議会からの評価等に関する報告書
- ② 協議会からの評価等に関する報告書に添付すべき資料

2. 定期評価

- (ア)評価依頼時
 - ① 実施状況等報告書
 - ② 実施状況等報告書に添付すべき資料

(イ)評価後

① 協議会からの評価等に関する報告書